

令和5年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

令和5年8月30日（水曜日）

議事日程第2号

令和5年8月30日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（24人）

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 古谷武美	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 大山利吉	23番 鎌田 正	24番 後藤 健

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	今野功成	教 育 長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舩谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木隆幸

農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐 々 木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 信 田 浩
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	齋 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 任	小 山 田 竜 司		

午前10時開議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。6番秩父博樹議員。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。一般質問させていただきます。1項目です。よろしくお願ひいたします。

障がい者の移動や暮らしの利便性向上についてお伺ひいたします。

障がい者の移動や暮らしの利便性向上のための障害者手帳アプリ「ミライロID」についてお伺ひいたします。

障がい者があらゆる分野の活動に参加することを促進するために、障害者基本法がありますが、障害者手帳を所持していることにより受けられる様々な割引やサービスを利用する際には、現在は、その都度障害者手帳の提示が必要となっております。

しかし、当事者の方にお聞きすると、手帳を携帯するのを忘れてたり、かばんや財布か

ら手帳を取り出すことが手間であったり、また、長く使っていると手帳が劣化してボロボロになってしまうなど、紙の障害者手帳の不便さをお聞きします。

現在、障害者手帳を提示せずに割引やサービスを利用できる「ミライロID」というスマートフォン向けのアプリが開発されております。従来の紙の障害者手帳を所持することで受けられた割引やサービスに加えて、飲食店やレジャー施設などでお得に使える電子クーポンも提供され、障がい者割引が適用された金額で購入できるオンラインチケットを買うこともできます。

現在、これは8月1日時点での数字ですが、3,839の事業者で、この「ミライロID」が使えるようになっております。

また、障がい種別に応じて生活に役立つ情報や、お得な情報をスマートフォンに配信でき、外出時の不安軽減に向けて施設や店舗のバリアフリー情報を掲載することで、「ミライロID」に登録された方は、出掛ける時の様々な場面でとても便利になり、外出しやすい環境をつくることができます。

株式会社ミライロIDを検索すると、社長さんが車椅子を利用していることが分かり、当事者の思いに、より近づけるサービスを展開できるものと確信しました。障がいに関する不便さの解消や社会参加を促すきっかけを創出することで、ユーザー体験のさらなる向上を実現するとホームページにもありました。

この障害者手帳アプリ「ミライロID」については、利便性の向上や障がい者の本人確認の簡素化のため、デジタルツールの一つとして全国的に導入が進んでおります。そこでまず1点目に、現在、この障害者手帳をお持ちの方の障がい別の人数についてお伺いいたします。

2点目ですが、大仙市においても、この「ミライロID」の適用拡大に向けて、障がいの方が公共施設を利用する際に受けられる割引などの減免手続きや、また、手帳情報をスマートフォン画面に表示されたもので可能かどうかなど、調査を実施してはいかがでしょうか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の障がい者の移動や暮らしの利便性向上に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、障がい者の移動や暮らしの利便性向上についてであります。

はじめに、障害者手帳をお持ちの方の障がい別の人数についてであります。障害者手帳には、身体に法律に定める程度の障がいがある方に交付される身体障害者手帳のほか、知的な発達に遅れがある方に交付される療育手帳、それから、精神障がいのために長期にわたり生活の制限がある方に交付される精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

本市におけるそれぞれの手帳所有者の数につきましては、本年7月31日現在で、身体障害者手帳が4,081人、療育手帳が709人、精神障害者保健福祉手帳が608人、計5,398人となっております。

次に、「ミライロID」の適用拡大についてであります。このアプリケーションは、スマートフォンに障害者手帳の情報を登録し、その登録画面を提示することにより、手帳の所有者であることが確認できるものであります。令和2年6月には、内閣官房から関係省庁に対し、障がい者の本人確認等の手続きにおける簡素化事例として紹介されております。

現在、公共交通機関や施設等の障がい者減免の手続きの際には、原則、障害者手帳の提示をお願いしているところではありますが、この「ミライロID」の利用を可能とすることで、手帳を携帯する必要がなくなることから、身体的な負担軽減が図られるほか、手帳を提示する際に周囲の目が気になるといった心理的な負担の軽減にもつながるものと考えております。

この「ミライロID」を本人確認の方法として活用するためには、申請を受け付ける利用施設等が、紙の障害者手帳に代えて、このアプリケーションで表示された情報での確認を可能とする必要があります。

市では、現在、このような手続きに際しましては、柔軟に対応するよう努めているところでもあります。

こうした障害者手帳のデジタル化は、障がいのある方の身体的及び心理的負担の軽減につながるとともに、生活の利便性の向上に資するものでありますので、まずは市役所庁内での調査を行い、関係部署とも連携しながら「ミライロID」が利用できる体制を構築してまいりたいと存じます。

また、民間事業者等における適用につきましても、さらに拡大されますよう周知を努

めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○6番（秩父博樹） 活用する方向で、これから進めていただけるということで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

障害者手帳の現在、先ほど3種類ご答弁いただきました。延べ人数になるかと思えます。二つ併せ持っている方もいらっしゃるかと思うので、延べ人数で5, 398人。ちょっとどれぐらいの方が併せ持っているかいないのかちょっと分からないんですけど、ざっくりと、例えば今の市でいうと、ざっくり8人に1人とかそういう感じなのかどうか分かりませんが、それぐらいなのかなというイメージしたところです。結構な方がこの障害者手帳をお持ちなんだなと思ったところです。

この今、部長から答弁いただいたとおり、この「ミライロID」、この利便性がすごく高いアプリだと思います。ただ、一方でスマートフォンを持ってない障がい者の方も中にはいらっしゃるかと思えます。例えば、その障がいをお持ちの方の保護者、親御さんとか介助される方、その方のスマートフォンに、本人ではなくてその方のスマートフォンに当事者の情報を登録することができるのかできないのか、もしお分かりであれば、ちょっとその点伺えればと思います。

それから、アプリの登録は、本人ができれば一番いいんですけど、その介助の方だとか、介助される方ももしかしたらこの操作が苦手な方もいらっしゃるかもしれません。そういう時に市の担当窓口の方でサポートできる態勢、そういうのも考えておく必要があるのではないかなというふうに思います。要は、持ってきて、このスマートフォンに「ミライロID」を入れたいんだけど教えていただけますかって来た時に、こうこうこうやりますっていうサポートする態勢というのも想定しておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ちょっとその辺についても、もしご答弁いただけるのであればお願いしたいと思います。

それから、さっきご答弁で、市の施設以外にも、民間の事業者の方にも周知というご答弁いただいて、非常に良かったなというふうに思います。なので、その周知についても市の広報ですとか、それから今、公式のLINEも運用していますので、そういう媒

体使って、ぜひこの「ミライロ I D」を導入してくださいっていう、この周知というかプッシュしていただければと思います。その辺についてもちょっとお考え、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

はじめに、本人でなくて家族の方がスマートフォンに障がいの情報といったものを見せると割引できるかということですが、現在も本人が持っている手帳を家族の方が代理で提示するとオッケーということになっておりますが、確認しましたら、スマートフォンにおける今、サポートする方が情報を得て、それを障がい者の代わりに施設の方に出すことも可能であるということになっているそうですので、この件については、まずできますというご答弁になります。

それから、サポートする方のスマートフォンにアプリケーションを登録するとか、そういう方法の支援ということでもありますけども、そちらの方も施設の管理人等も含めまして、市の方でも障がい担当の方を含めまして、そういうところのサポートは今後もし導入するとなれば進めていきたいというふうに思っております。

それから、事業所、民間の事業所に対します周知でありますけども、これも議員ご提案のとおり、今、ホームページ、広報、それからLINEとかですね。デジタル媒体も使いまして、広く周知していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

この「ミライロ I D」のクチコミ、ネットの方で確認してみますと、要はこの手帳と同じような感覚で見せたら、先方がやっぱり手帳と同じっていう感覚がなくて、それ手帳ですかって言われたとか、そういうことも書かれていました。なので、この存在自体がまだまだ浸透していないのかなというふうに受け取ったところです。なので、ただ、これ多くの方がこれから利用して、利用者が増えていくと、この周知も拡大していくと思いますので、その辺も周知拡大、利用拡大お願いしたいと思います。

実際、この利用された方からは、多くのいろんなこのサービスがあって非常に嬉しい

という声も非常に多くありまして、先ほど部長、冒頭おっしゃられたように、プライバシーの配慮というんですか、この手帳を見せるんじゃなくてスマートフォンを見せるということで、周りからの目を気にしなくていい、そういう利点もやっぱりあるということでしたので、ぜひ適用拡大に向けて進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、8番安達成年議員。

（「はい、議長。」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【8番 安達成年議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○8番（安達成年） おはようございます。大地の会の安達成年です。

それでは通告により質問させていただきます。本日は、3項目ほど質問させていただきます。

その前に、7月の集中豪雨によりまして被災された方々の皆様には、本当に心よりお見舞いを申し上げますとともに、生活関連でお困りの方々には、一日でも早い復旧を望むところでございます。市の方でもよろしくお願ひします。

さて、私共集落では、災害とはいきませんが、実は6月の後半あたりから共同の水源が壊れてしまったといえますか、水源が駄目になってしまって、新しくボーリングをしなければいけないという事態が発生しました。その際に、上下水道課の職員の皆さん、それから建設部の中仙・太田建設水道事務所の職員の皆さんには、給水車の手配、それから給水タンクの手配、それから、ほとんど丸々2週間ほどですけれども、毎日のように給水車で給水していただき、本当に助かりました。誠にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼と、それから生活用水の大切さ、それから、きれいな飲用水の有り難さをまじまじと感じた次第でございます。

特に、その際に工事に関わる補助金があったことに関しましては、本当に感謝申し上げます。

そこで、それに関連した質問をさせていただきますけれども、はじめに、私の質問内容の変更はございませんけれども、ちょっと勝手ながら順番をちょっとだけ変えさせて

いただきたいと思っておりますので、何とかご了承願います。

基本的に私は、市民の生活基盤の、特に水に関してですけれども、インフラ整備は、市の予算で行うのが原則と捉えるのですけれども、特にまず水、下水などの公衆衛生上、市民にとっては必ず必要なものであります。ようやくコロナも過ぎつつあるなど思っておりましたけれども、県内第9波ということで心配はしておりますけれども、ただ、いまだにその建設工事に関しましては、資材の高騰や資材不足が今も続いております。

そうした中で、例えば市民が要望すればといいますか、希望すれば、全ての地域に、この上水道の整備をしていただけるのかということですが、当然ながら公営の上水道の給水区域外に新規に整備することは現実味がなく、膨大な予算と維持費が必要となります。ですから、市民はそれぞれ自ら整備したりして維持管理に当たっている部分もありますし、そのための水道も補助金も存在することも当然のことです。市民も自助、共助、公助の精神を理解しながらまちづくりに参加しているという部分もごさいます。

そこで、確認しますけれども、総合計画等には市民の生活基盤のインフラ整備、私、今、水のことに関連して質問していますけれども、市では、ここまでは整備はすると、それから、この部分は市民が自ら整備したり管理していただくというふうなことを、具体的には計画には示してございません。今後のこともあるので、市の基本方針を最初にお示ししていただければ有り難いので見解をお伺いします。

次に、二つ目として、大仙市共同飲用水道施設整備費補助金に関しまして、その補助金には新設工事と改良工事と二つ分かれてございます。実は私ども集落では、新しくボーリングするに当たり、新設と勘違いしておりましたけれども、この補助金の区分けは、あくまで新規に共同の組合を立ち上げて、全く新しく工事を始める組合が新設というふうな部門で、今まであった共同の組合が行う部分については、種類がどうであれ改良に該当するということでありました。それでも集落としては補助金は有り難い話で、助かったこととなります。

よくよく考えてみますと、市が市民の生活環境のインフラを整備することは当然のことですけれども、公衆衛生上の観点からも、水道や下水道の整備に関しては当たり前のこととなります。私ども集落の水源も40年以上前に整備したのが壊れて、今、再整備ということになっておりますけれども、この部門に関しては一度整備すると市民は何十年先まで、未来安心して暮らせるということにもつながります。

そこで、市民の方々に聞かれることですが、この補助金の新設工事と改良工事に関しまして、当然何も無いところから始めるので新設に関しては上限額も高いし、改良の工事に関してはそれよりも低いという、上限額が違うことには理解いたしますけれども、その補助金に関しまして上限額、下限額以外に率も決まっているようです。その補助金の率が新設が2分の1、改良が3分の1というふうな補助内容になっています。上限額が違うので、私は単純に新設の補助上限額200万、改良の上限額100万のままの状態でのよいのではないかなというふうに考えますけれども、市民の暮らしに直結する補助金の運用ですので、市の見解をお伺いします。

三つ目は、同じく簡易水道等施設整備費補助金についても同じような内容ですけれども、これも含めて、ただ、共同飲用水とは規模も違うので、私は上限額は上げるべきではないかなとは思いますが。率に関しても同じような感じですがけれども、その辺も含めて、同様に根拠についてもお願いいたします。

以上のことについてよろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、舛谷上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（舛谷祐幸） 安達成年議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、共同飲用水道施設及び簡易水道等施設整備費補助金についてであります。はじめに、「水道インフラ整備に関する見解」について私の方からお答え申し上げます。

本市における公営水道の整備・普及状況でありますけれども、令和4年度末時点では、本市の人口7万5,867人に対しまして5万3,249人が公営水道を「使用している」または「接続することにより使用できる」状態にありまして、普及率は70.2パーセントになっております。

これに対しまして、全体人口の29.8パーセント、2万2,618人の皆様におかれましては「組合が営む簡易水道」や「近隣世帯による共同飲用水道」、そして「各世帯の自家井戸」等を活用いただいている状況にありまして、議員からのご意見にもありましたとおり、自助・共助、そして公助の精神が適切に作用することによりまして市内の飲用水が賄われているものと認識をしております。

ご質問の「水道、インフラ整備に関する見解」についてでありますけれども、公営企業による水道事業におきましては、この「独立採算制」が重要な要素でありますので、飲用水の供給はもとより、浄水場などの関連施設の維持や整備に至るまでの運営を、原

資となります水道料金収入により持続可能なものとしていく必要がございます。

市民の皆様からいただく「水道の新設や延伸に関するご要望」に対しましては、様々な角度や視点からの検討を重ねることとしており、使用者、そして事業者双方の将来性を見通せる場合には事業化に至りますけれども、整備後の加入見通しが不透明であったり、明らかに莫大な事業費を必要とする箇所や区域の整備については、ご期待に添えないケースも考えられます。

近年における事業化の事例としましては「仙北地域の仙北中央地区簡易水道の新設」をはじめ、大曲地域の「松倉地区への神宮寺地区簡易水道の拡張」、それから「内小友中山地区への南外地区簡易水道の拡張」などが代表的なものとして挙げられます。

水道インフラの整備につきましては、市内の住環境は全域が一様ではなく、様々な条件や状況が異なりますので、地域のニーズに応えた最適な整備を行うためには「対象世帯へのアンケート調査」などの有効活用によりまして、「地域の意向」や「将来の見通し」などを適切に把握し、実情に適した「効率的な飲用水供給につながる整備」を関係部署の連携により実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 次に、老松市長。

○市長（老松博行） 補助金の制度内容に関する部分につきましては、市民部長に答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 次に、「大仙市共同飲用水道施設整備費補助金」につきましては、平成23年度に要望を受け、「簡易水道」及び「小規模水道」に該当しない2戸以上で30人未満の給水人口で構成される共同飲用水道に係る施設整備を対象に創設した制度であります。

この制度の立案に当たっては、給水人口30人以上で同種事業を対象としている「大仙市簡易水道等施設整備費補助金交付要綱」が従前より施行されていたことから、当該要綱に倣い、補助率や上限額を設けた経緯があります。さらに、補助率の決定に当たっては、「大仙市補助金等の適正に関する条例」において、補助金の交付に係る基本的事項を定めており、その補助率などの交付基準に準拠したものと認識しております。

改良工事については、「公益上必要で効果が顕著なもの」として基本的な補助率である3分の1以内とし、新設工事については、新たな事業として実施するものであり、

ポンプの整備費やボーリング、各家庭への引き込みが必要になるほか、組織としても新たに立ち上げる必要があることなどから「公益上必要で効果が顕著なものに加え、特に奨励的と認められる場合」として2分の1以内としております。これら補助金の性質や交付趣旨を踏まえ、一定の負担をお願いすることとしております。

議員ご提案の補助率の廃止につきましては、市が運営する公営水道の場合においては、水道本管から各家庭へ引き込む給水管部分について自己負担であることや、独自に井戸で給水している家庭では全額自己負担であることなど、いずれの場合も自己負担を伴って給水環境を整えていただいております。したがって、給水方法は違いますが、それぞれ環境が異なる家庭との平等性の観点から、現状の制度運用でお願いしたいと考えております。

また、ご指摘のとおり、水道は市民の暮らしに直結する部分でありますので、引き続きこれまで同様の支援を継続するほか、故障時の給水活動などにもしっかりと対応させていただきたいと考えております。

次に、「簡易水道等施設整備費補助金」の交付上限額の引き上げにつきましては、共同飲用水道に比べポンプなどの規模が大きくなり、工事費も増えますが、受益者も多いことから、個人負担という観点からは公平性が保たれていると認識しておりますので、これまで同様の上限額でご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○8番（安達成年） ご答弁ありがとうございます。

事業管理者からは、多分そのような内容であろうとは思いましたがけれども、やはりその部分はですね、当然市でやる部分、市民が負担する部分、必要ですし、できれば本当からいくと、全部に上水道が通るようなところが望ましいと思いますけれども、水源の確保も必要ですし、特に私ども暮らしている、私が暮らしている太田では、多分おそらく無理だろうなというふうなことで、補助金を使わせていただいたと。今後、何かにつきましては、いろいろと市民の方に安全なお水の提供をよろしくお願いしたいと思います。

実はその補助金に関しまして、確かに言われるとおりであろうかとは思いますが。補助

金の適正に関する部分についても、当然その率でいってるということも理解はいたしますけれども、なぜそうすれば2分の1、3分の1が改良と新設なのよと。最初から同じ率ではなかったのかなと、同じ水ですので、当然率違って同じでも上限額は違います。最初から新設の補助上限額は200万で、改良は、どんなに補助金もらっても100万までしかありません。それをさらに2分の1、3分の1にしている部分がちょっと分からない部分なので、そこら辺もう一度ご答弁をお願いしたいなと思います。

今後の課題として、いろいろ事例を見ながら変更していくという部分もあろうかと思えます。実際に、決算を見てみますと、共同も簡易に関しましても、その申請件数そんなに多いわけではなくて、補助の交付額も何千万にもなっているわけではないので、やはりそういうふうな部分って、1回整備すると何十年ももつわけですので、たまたま何十年に1回、壊れたとか新設するとかという部分ですので、そこら辺は一緒の率で並べてもいいのではないかなと思いますけれども、そこら辺ひとつ今後の検討も含めて、今現在の考え方をお聞かせ願えればなと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤部長。

○市民部長（伊藤 敬） 安達成年議員の再質問にお答え申し上げます。

補助率の違いにつきまして改めてご質問があったわけですが、市のその補助金につきましては、先ほど申し上げましたとおり補助金の適正条例の下で、基本的な補助率は3分の1になっております。2分の1は、その基本的な補助率をかき上げたような状態でございまして、先ほど申し上げましたとおり、新たに組合として立ち上げて施設整備するに当たりましては、それぞれの工事事業費の規模が違うという点と、それからやはり市としましては、大きな方の組合というか、大きな組織として施設整備するという、こちらの方を奨励的に捉えている関係で、上限額だけでなく補助率を現在違った補助率で適用していると、そのような理解しております。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○8番（安達成年） それは分かりますといいますか、当然その補助金要綱の部分でやっているかと、基本線も分かりますけれども、そうすれば壊れた時は別に重要でもないというふうにも聞こえるし、同じ水ですので、その取り扱いに関しては同じ率でもいいの

ではないかなとは思っていますよ。なぜその…何ていいますかね、補助金要綱の中には、別に基本的に3分の1だよということはどこにも書かれていないはずだと思っています。たまたま運用で2分の1、3分の1あって、必ず3分の1だよなんていう項目にはなっていないと思うので、当てはめ方でしょうけれども、そこら辺は今後の課題、今、結論を出せとは言っていないので、今後の課題だろうなど、もうちょっと研究していただければなと思いますので、そこら辺は研究、検討するがしねがはちょっとあれですけども、そこら辺ご答弁願えればなと思いますけど。どこまでも変えねって言われればそれまでですけれども、以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤部長。

○市民部長（伊藤 敬） 安達成年議員の再々質問にお答え申し上げます。

今その同じ改良というか修繕する場合について、水の重要性から補助率については、あえて変える必要ないんじゃないかと、基本の補助率というのがどこにも書いていないんじゃないかという、そういうようなご意見だったかと思うんですけども、理解としましては、大仙市の補助金の適正に関する条例の中では、最初に出てきておるのが3分の1の補助率でして、それに加えて奨励的というようなことで、さらに加えて規定しておりますので、やはりあくまでも3分の1が基本になるものと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 老松市長。

○市長（老松博行） 私からも補足をさせていただきたいと思います。再々質問にお答え申し上げます。

先ほど市民部長が申しあげましたように、市の補助金に関する適正に関する条例で3分の1、あえていうと公益上必要で効果が顕著なものについては3分の1、それから、公益上必要で効果が顕著なものに加え特に奨励的と認める場合は2分の1と、こういう条例がありますので、それをベースにしていろいろな補助要綱が作られているというふうに思っておりますが、ただ、そうすれば全ての補助要綱が2分の1、3分の1になっているかという、一部ね、そうでない特別な事情を勘案してなっているものだと思いますけれども、今回ご指摘ありましたので、2分の1、3分の1が今いろいろ工事費の関係もですね、確認させていただきながら、再度点検させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○ 8 番（安達成年） 続きまして、2 点目ですけれども、地域コミュニティの基盤を支える公民館等の役割についてお伺いいたします。

私たちの市も含め日本全国には、暮らしに関して様々な課題が山積しております。特に地域コミュニティの変質と言いますか、これまでは地域の自治会や町内会、婦人会、青年団などの地縁組織が住民と行政をつなぐ中間的な組織団体として、様々な地域課題の解決などに力を注いできたと思っております。

しかしながら、近年は、少子高齢化や空き家の問題、さらには同じ集落にいながら町内会の会員にならないなど、地域コミュニティの希薄化が顕著になってきております。

そうした中において、これまで以上に様々な課題に対して、生涯学習とか社会教育が地域の現状・課題等に対して、その役割が重要であると文科省の中央教育審議会生涯学習分科会では提唱しております。そのことについて少し教育委員会の見解をお伺いします。

実は、ある生涯学習団体が、ある公民館に私のお手伝いをお願いしたいと。私どもの活動を広げたいので、チラシの作成のアイデアや、その周知の仕方などを相談したそうです。それへの回答が、公民館では、今の行政はそういうことはしないと。自分たちのことは自分たちですること。自分たちが自立してするように言われたとのこと。大雑把に言えば、そのようなニュアンスとお聞きしました。私思うには、ちょっと違うのではないかなというふうに感じます。

なぜ中央審議会で議論されているのかというと、本来、社会教育は、地域コミュニティの構成員である住民が、共に学び、地域づくりという性格を持っています。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え、お互い学び合う、その成果が地域における活動に還元されるような循環型が社会教育の基本であると思っております。

近年、防災、福祉、産業振興、まちづくりに関する多様な分野において、地域コミュニティに着目した施策が展開されております。住民の活動拠点としての社会教育や社会教育施設であるというふうに捉えられているのが現状です。

先ほどの市民の相談は、別に全て公民館でしてほしいと言っているわけではなくて、生涯学習のコーディネーターとしての能力が試されている事例と思っております。なぜ、待ってましたとか、よぐ来てけだというふうに思わなかったのかなというふうに、ちょっと残念に思いますけれども、そのために市では社会教育主事とか公民館主事といった方々が配属されているわけであると思っております。地域の課題解決に向けた専門的な

助言や自主的な活動ができるためには、どのような形でその方々が企画運営できるかを導いてあげるなど、学びのプロとしての役割であります。

そこで、学びを通じた人づくりや地域づくりに関して、今の公民館等の果たす役割をどう捉えているのか、地域コミュニティの基盤を支える重要な拠点としてどうなのか、大仙市教育委員会の見解をお伺いします。

次に、現在、大仙市教育委員会では、公民館、それから社会教育施設に、社会教育主事や学芸員、図書館司書などをどれくらい配置しているのかも含めてお聞きします。

実は、令和2年度から社会主事講習、または社会教育主事養成課程の修了者について、社会の多様な分野における学習活動でも広く活用されるようにというふうなことで、従来の「社会教育主事」から「社会教育士」と称することができる制度改正がなされました。

これまでは、都道府県や市町村教育委員会から発令されて、初めて「社会教育主事」の職務に就いていましたけれども、今は、講習課程の内容が変わりまして、これまで以上に人づくりや地域づくりの中核的役割を担うことができる「社会教育士」と称する制度が出来上がっております。特徴としては、教育委員会にとどまらないことです。行政のどの場所でも、民間でも、社会教育士を名乗って活躍できるというふうに解釈してございます。これらの状況も踏まえ、教育委員会では、地域の教育力向上による地域コミュニティ構築に資する取り組みを推進するための社会教育人材の確保と質的向上を進める社会教育主事から社会教育士への流れをどのように捉えて、今後どうしようとしているのか、そこら辺の所見もお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 質問の、地域コミュニティの基盤を支える公民館の役割について、お答え申し上げます。

はじめに、学びを通じた人づくりや地域づくりに関する公民館の役割につきましては、昨今、地域課題が複雑化・多様化する中で、市民にとって一番身近にある公民館が重要な役割を担っているものと捉えております。公民館が、学びの視点から市民が地域活動に参画する機会を提供し、活動を支援することが、地域コミュニティの活性化につながるものと認識しております。

市では、令和4年3月に「第4次生涯学習推進計画」を策定しております。この計画

は、令和4年度から令和8年度までの5年間における生涯学習事業のいわば羅針盤となるものであります。この計画でも「学習成果を生かした地域貢献」を重点項目としており、公民館を核とした「学びと活動の循環の支援」を重要な施策として位置付けているところであります。

現在、教育委員会では「地域とともにある学校づくり」を目指した取り組みとなるコミュニティ・スクールと、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進しております。その中で公民館が地域と学校を結ぶ拠点としてのコーディネート機能を担っており、本市として特色ある組織体制を確立しております。

こうした体制の構築により「学び」を通じた人と人とのつながり・絆の深まりが生まれ、地域コミュニティの基盤安定にも寄与するものと期待しております。

教育委員会といたしましては、今後も公民館を含めた関係各課職員が同じビジョンを共有し、多様な市民ニーズに対応可能な「つどう・まなぶ・つなぐ」というネットワーク拠点としての公民館の運営・整備に努めてまいります。

次に、社会教育主事から社会教育士への流れをどう捉えているかにつきましては、社会教育施設にとどまらず、地域課題の解決に向けて地域の人たちがともに学ぶ機会をつくり、豊かな地域づくりを創出する専門的な人材の育成が求められていると捉えております。

教育委員会では、こうした流れを受け、現在、社会教育士2名を公民館等に配置しております。この2名を含めて、社会教育主事は9名、学芸員は1名、図書館司書を10名配置し、各分野における各種事業の企画運営など中心的な役割を担わせております。

今後も機会を捉えて、研修に職員を派遣するなどして職員の資質能力の向上を図るとともに、社会教育士等の資格所有者の増加に努めてまいります。

【伊藤教育長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○8番（安達成年） ご答弁ありがとうございました。頼もしいお言葉をお聞きして、なるほど、それぐらいいればかなりの活性化の活動ができるのかなとは思いますが、お願いですけれども、ただ配置しただけで終わるんじゃなくて、実際の行動に移していただければなと思いますので、そこら辺はよろしく願いしたいと思っておりますし、ちなみ

にあれですか、今年の主事、社会教育士講習といたしますか、北東北で毎年回り当番でやっていますけれども、今年秋田県というふうにお聞きしましたけれども、今年は何人ほど受講するのかをちょっと教えていただければなと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 安達成年議員の再質問にお答え申し上げます。

令和5年度につきましてですが、各公民館など教育委員会内で講習期間内に受講することができる職員について何度も調整いたしましたけれども、なかなか日程的に調整がつかず、今年度については受検することができませんでした。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○8番（安達成年） ありがとうございます。ちょっと残念ですけれども。

ただ、先ほど申したとおり、この講習は地域の人づくりや地域の要としていろいろな部分で活躍できるという部分ですので、別に教育委員会に限定する必要はないのかなとは思っています。個人的には。職員の質を高めるという意味でも、全職員を対象としても、受検資格は若干あるかと思っておりますけれども、今後は職員研修の意味も含めて、全市態勢で臨んでいただければ、これは私の希望ですので答えはいいりません。よろしく願いします。

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○8番（安達成年） 最後の質問です。公用バスの運行等の方針についてお伺いします。

今年度、老人クラブの問い合わせに、市から今年度から公用バスの運行を縮小をするので、なるべく民間バスの借り上げや乗り合いでの移動をお願いする旨の連絡をいただきました。なるべくとのことですので、空いている場合は利用してもよいというふうに解釈しておりましたけれども、実は議会の市政懇談会のある会場で、生涯学習団体の方からの問い合わせで、昨年度は研修等への移動で公用バスが利用できましたけれども、今年度からは縮小するので使えないというふうなニュアンスで言われたというふうなことで、どうにかならないかというふうな要望がございました。

そこで、質問いたします。どちらの団体も、福祉活動団体、社会教育活動団体なので、私は可能であると思われませんが、市の統一した見解をお伺いします。

老人クラブがいただいた回答の中には、乗り合いでの移動をとりましたけれども、大変申し訳ないんですけれども、高齢者、事故のリスクが高くなるので、高齢者に対しては乗り合いの移動は、できるだけ促すのをやめていただきたいと思います。ですので、できれば移動手段としての利用を引き続きお願いしたいというふうなことと、それから、事前予約を受け付けていると思いますので、どうしても空いていない場合は、別の空いている日にちに移動してもらうなどの柔軟な対応で運行を検討していただけないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

でも、どうしても空いてないという時には、今後の課題ですけれども、民間バスを借り上げた時に、いくらかでも補助を検討していただけないかなということも含めてお伺ひしますので、よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 安達成年議員の三つ目の発言通告であります「公用バスの運行等の方針」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤健） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、公用バスの運行等の方針についてお答え申し上げます。

市では、今後のバス運転手不足への対応、並びに交通事故発生リスクの軽減を目的に、令和5年度からバス運行の縮小を試行的に行っているところでございます。縮小の内容につきましては、10台ある公用バスの1日の運行台数を6台程度に制限し、事前利用予約の受け付けを行っております。なお、今年度4月から、予定していた運転手の確保ができなかった太田支所の公用バス1台については、他地域のバスに振り替えることで事前予約分の運行を確保しております。

このようなことから、昨年度と比べ予約が取りにくい状況ではありますが、利用団体につきましては、使用規程に基づき「市の事業の場合並びに市が主催する社会教育活動及び福祉活動の場合」に限り、生涯学習団体、福祉団体のバス利用をこれまでどおり認めているものであります。

今後は、縮小運行について、利用団体に対して、さらに周知を図るとともに、利用内容等の相談を受けながら、事前予約段階での日程調整などについても柔軟な対応を心がけてまいりたいと存じます。

利用団体の皆様には、ご不便をおかけすることとなりますが、日程の変更や民間バス

の借り上げの検討などについて、ご協力をいただきながら、今後の安全で効率的な公用バスの在り方について検証してまいります。

なお、議員ご指摘の民間バスの借り上げ補助につきましては、縮小運行の影響への対応策の一つとして、その要否も含めまして今後検討してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○8番（安達成年） ありがとうございます。柔軟な対応をしていただけるといふふうに解釈いたしました。

先ほどの生涯学習団体の利用要望に関しましても、ただのそこら辺さ行く旅行みでんたやつで使うなどといった考え方では、それは当然駄目だと思います、私も。当然、先ほど教育委員会の方に社会教育士のお話もしましたけれども、やっぱりそういう相談をされた時には、それぞれのスキルを持った職員が、そういう団体さ対してどういう研修するのか、どういう内容でやるのかということも適格にアドバイスしながら、相談しながら、一緒にそのバスの予約に関してもやっていただければ、多分今のような、もしかへば誤解を受けて単純に駄目だといふふうに誤解したのかもしれないし、もしもその研修の内容によっては当然公民館の職員も市の職員も一緒になって行って研修すればいいわけでありまして、そういった部分も含めて今後いろいろと検討していかなければいけない部分があるのかなと思うし、それから、特に市民から相談、これバスに関してではないんですけれども、市民から相談された時に市民さ対してどう伝えるかによって誤解を生む場合も多々ありますし、駄目であってもその話し方一つで、市民はもしかせば満足して帰るといふ場合もあるので、ひとつそこら辺も含めてよろしくお願ひしたいなと思います。

最後ですけれども、実は私、市の職員の皆さんにひとつお伺ひしたいことがございまして、別に答えはいりませんけれども、市の職員の皆さんは自分を行政の職員と思っているのか、それとも自治体の職員と思っているのか、ちょっと自分に問いかけていただきたいなと思います。私は市の職員は、政を行う、特に行政業務を行う仕事よりも、市民の事務局としての役割・業務が多いといふふうに思っています。当然事務局の第一の役割は、市民の思いを受け止め、調整し、市民活動を支え、一人一人が幸せに暮らせる

まちを創ると、これが本来の役割だと思っています。当然、市民側も税と引き換えにサービスを、何でもかんでも市に要求するというふうなことでは問題は解決しないと思いますし、そういうことも理解しなければならないと思っています。だからこそ、私、ずっと流れで質問しましたけれども、学びを通じた成果が循環する社会教育が非常に大切だと思っていますので、そういうふうな部分も含めて今後、そういうことを解決できるような質を上げることも必要なのかなと思っていますので、いろいろ私の思いを伝えながら、あと質問は終わりますので、本日はいろいろな答弁ありがとうございました。

以上です。

○議長（後藤 健） これにて8番安達成年議員の質問を終わります。

【8番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。午前11時10分再開をお願いいたします。

午前11時00分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、2番戸嶋貴美子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、戸嶋議員。

【2番 戸嶋貴美子議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） だいせんの会の戸嶋貴美子です。

それでは、大仙市、そして教育委員会に質問をさせていただきます。

私には忘れられない4人の方との出会いがあります。はじめに、大仙市出身の元男性で、現在は女性として生きる40代半ばの方、そしてもう一人は、体は男性であっても心は女子の高校生との出会いです。

1人目の方は、私と同じ年か、それより少し年上に見えました。大曲中学校出身で、過去を懐かしむように「私ね、中学校時代、スカートが履きたかったの。その思いが強烈で、強すぎて、女性でいることにとってもこだわって性転換したの。大仙は小さいまちでしょう。知り合いも親戚も近しくて、疲れちゃった。生きにくくて、限界で、自分を

失いそうで、死にたいとも思ったけれども、東京で生きていくことに決めたの。」このたび大仙市に20年以上ぶりに里帰りをして帰ってきたと言います。東京で暮らし、里帰りするまで約20年間、思いとどまり、地元には帰って来れなかったと話されました。

2人目は現役高校生。男性として生まれ、同じように女性になりたく、性転換をするかどうかで悩んでいました。中学校時代、スカートが履きたかったし、髪を伸ばしたかったと涙を浮かべていました。学校の先生には話せなかったし、話せる状況ではなかったとのこと。

また、「あのね、詳しくは言えないけれどもね、私、少数派なの。」という現役中学生。そのほかに「私の娘がね、男の子だったの。」という親御さん。薄々気づいていたので、告白された時は、やっぱりそうよねと思ったそうです。親子で性のことを一緒に悩みながら生活をしており、息子さん、今は高校生とのこと。

では、大仙市には性のギャップの悩みを抱えている人たちは、どれくらいいるのでしょうか。

ここに全国に真正面から取り上げられた調査の報告がございます。それは、博報堂D YホールディングスLGBT総合研究所で行ったLGBTに関する意識調査です。全国の20歳から59歳の10万人を対象に、有効回答者数8万9,366人に実施したスクリーニング調査です。自分がLGBTと認めている人たち5.85パーセントがいらっしゃる調査結果となりました。

LGBTQの内訳は、「L」レズビアン（女性を好きな女性）1.7パーセント、「G」ゲイ（男性を好きな男性）1.94パーセント、「B」バイセクシュアル（男女両方が恋愛対象になる人）1.74パーセント、「T」トランスジェンダー（出生時と異なる性別で生きる人）0.47パーセント、「Q」クエスチョニング（性自認、性的指向がはっきりしない揺れ動いている、決まっていない人）を指します。

大仙市の人口は令和5年7月末、7万5,673人です。単純に平均値である5.85パーセントを当てはめると、大仙市にはLGBTQの方が4,426人いらっしゃる計算になります。これは平均値を当てはめた場合ですが、大仙市でも決して少数の人間の問題ではないようです。

また、同性愛者、両性愛者の人口比率はどうでしょうか。2009年2月に厚生労働省エイズ対策研究事業で研究者代表イチカワセイイチさんが実施。有効回答者数1,659人、有効回収率44.8パーセント。20歳から60歳未満の男性が対象と

しております。これまでに性的な魅力を感じる対象に「同性のみ」あるいは「同性と異性（女性）の両方」と回答した割合が3.7パーセント。これまでの性経験の相手が「同性のみ」あるいは「同性と異性（女性）の両方」と回答した割合が2パーセント。「性的な魅力を感じる同性との性経験のいずれか両方」を回答した割合が4.3パーセント。

2016年、2019年のLGBTのいじめ問題と職場環境等の課題という1万5千人規模の意識調査では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの方々のいじめ被害、不登校、自傷行為、自殺念慮、自殺未遂が生涯で、一生でどれだけ経験されているかの調査が行われております。

結果の一端を申し述べますと、いじめ被害は、レズビアンの方々が47パーセントの方がいじめに遭っていると回答しております。不登校は、レズビアンで23.4パーセント、ゲイで19.6パーセント、バイセクシュアルで17.1パーセントの方が経験しております。自傷行為は、レズビアンで23.1パーセント、ゲイで8.6パーセント、バイセクシュアルで8.1パーセントの方が経験しております。自殺念慮は、ゲイで65.9パーセント、自殺未遂は、ゲイで14パーセントとなっております。

この中で自殺念慮と自殺未遂は、10代は自殺念慮が64.7パーセント、自殺未遂は16.2パーセントとなっており、10代の方々の経験率が高く、深いダメージを受けていることが伺えます。

地域社会が放置していると思われても仕方がない数字ではないでしょうか。

それでは、国はそれを黙って見ていたのでしょうか。国の性的指向と性自認に関連する国の主な動きの代表例を挙げてみます。

2003年、法務省性同一性障害者の特別の取り扱いの特例に関する法律の施行をされております。2013年、文科省で学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を実施されております。2017年、文科省で、いじめ防止対策推進法を改正され、いじめの防止等のための基本的な方針を策定されております。同じく2017年、厚労省児童養護施設等における、いわゆる性的マイノリティの子どもに対するきめ細やかな対応の実施等について、全国に指導されております。2023年6月13日に国会では、議員立法でLGBT法案を賛成多数で成立させております。

文部科学省では、2015年4月「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について」を出し、性同一性障害のある生徒の相談を徹底するとともに、

具体的な支援の事例を掲示も行ったことは大きなニュースとなりました。学校はジェンダーの再生産の場であるとされています。具体的には、子どもの発達段階に応じて「あなたは男ですよ」「あなたは女ですよ」の刷り込みから始まり、徐々に二つの性別と分け、さらに性別分業をしていくという過程を学校は担います。そして、トランスジェンダーの生徒は、このような性分化と自分のありたい生徒の間で葛藤（ジェンダー葛藤）を起こしています。したがって、トランスジェンダー生徒への具体的な支援として、このジェンダー葛藤を軽減することになります。そして大切なことは、それを実現するためには、具体的に何をしなくてはならないのかを生徒と一緒に考えることだと指摘されております。

トランス男性の若者は、学生時代の対応で一番よかったことを「さん・君で呼んだらいい？はっきり私に、僕に聞きに来てくれたこと。」と語っています。このような取り組みの一つ一つが、トランスジェンダー生徒のジェンダー葛藤を軽減することにつながっていくと思います。

秋田県庁では、多様性に満ちた社会づくり基本条例が令和4年4月1日に施行されました。差別を解消し、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会を目指した基本条例が施行されました。

大仙市はどうでしょうか。大仙市では、男女共同参画推進条例が平成20年9月24日に交付され、平成20年10月1日、第2次大仙市男女共同参画プランという計画名で平成27年度から平成31年度計画期間とされました。平成19年度11月17日、大仙市男女共同参画都市宣言をしました。また、第3次男女共同参画プランが2021年3月に公開になりました。大仙市では、「誰もがいきいきとともに輝く男女共同参画のまち」と目指し、令和2年から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第3次大仙市男女共同参画プラン」を策定しております。しかし、どれだけの市民の方々が性的マイノリティについて市が取り組んでいるかを感じているのではないのでしょうか。

大仙市の教育委員会では、どういった対処でしょうか。令和4年・5年度に女子生徒のストラックスを自由に選べるようになったことを嬉しく思っているのも束の間、女性のストラックスは認められたけれども、少数派で履きにくく、学年で限られた人しか履いていないため、やはりこの生徒のことは話題になってしまっているのが現状との声もいただいております。

制服の問題といたしまして、令和3年第2回定例議会におきまして、公明党の挽野利恵議員が性的マイノリティをテーマに、生徒の制服の問題について質問をされております。挽野議員と同じような質問内容となりますが、制服の問題は、女子生徒のスラックスの解禁ほか前進したのでしょうか。私に悩みを打ち明けてくれた生徒さんは、制服のことで苦しんでいます。

また、制服を着用したくないため、登校拒否をしている生徒さんも見受けられます。親御さんからも相談を寄せられています。

本市において制服の自由化は可能なのでしょうか。学校の校則等も男女差があるように見受けられます。これからさらに柔軟な対応が求められます。生徒の意思を尊重することは可能なのでしょうか。お尋ねいたします。

性同一性障がい問題にされ始めた頃、その原因が科学的に証明されていないために、興味本位に、あるいは本人の指向が原因だと誤った捉え方をされることが多くありました。妊娠して子どもが体内で細胞が分化していく際に、何らかの障がい原因ではないかという医学的知見が現在は有力な科学的見解となっています。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルなどの言葉は、社会一般で話しづらい言葉です。でも、こうした性的マイノリティの方々の言葉が一般的に話されるような社会が望ましいのではないのでしょうか。本市でもレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルという言葉が普段の言葉になることを願っています。

そこで質問です。1、大仙市並びに大仙市教育委員会の性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童・生徒等に対するきめ細やかな対応等の実施について。

2、学校にどの程度の相談件数があったものか。

3、生徒の男女別制服等についてを質問させていただきます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 戸嶋貴美子議員の一つ目の発言通告であります「子どもたちの住みよいまちづくり」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 戸嶋貴美子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、子どもたちの住みよいまちづくりについてであります。はじめに、性同一

性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒等に対するきめ細かな対応等の実施につきましては、学習指導要領において、育成すべき資質・能力の一つである「学びに向かう力・人間性等」の重要な要素として、多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力が示されております。秋田県では、子ども一人一人に目が行き届く、きめ細やかな特色ある教育の推進を施策の柱に掲げており、本市においても、思いやりの心や奉仕の心など、他者と共に生きる豊かな心や態度の育成に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、性の多様性のみならず、障がい者や病気をお持ちの方、外国人等も含めた多様性を理解する教育活動により、児童・生徒の人権意識が高まり、正しい知識を持つことによって差別や偏見をなくす効果が期待できると考えております。

各小・中学校においては、児童・生徒の発達段階を踏まえ、性の多様性に配慮した取り組みや環境づくりがなされており、例えば男女混合名簿の使用や色による固定観念にとらわれない配慮などが行われております。

学習においても、男女混合のグループ活動が一般的であり、中学校の保健体育や道徳の時間、社会科等の授業の中で、性の多様性についても学ぶ機会が設けられております。

次に、相談件数につきましては、現在までのところ、教育委員会として把握している相談はございません。

次に、生徒の男女別制服等につきましては、市内の中学校10校中9校で女子生徒がスラックスを選べるようになっており、今年度は5校においてスラックスを着用している女子生徒がおります。残りの1校につきましてもスラックスを選べるように準備を進めているところでございます。

なお、男子生徒がスカートの着用を希望した場合につきましては、生徒本人や保護者の心情等を踏まえ、安心した学校生活を送れるように配慮してまいります。

教育委員会といたしましては、引き続き学校と連携しながら、相談しやすい体制の整備や共感的な人間関係の育成など、全ての子どもたちが充実した生活を送ることができるような学校づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、戸嶋議員。

○2番（戸嶋貴美子） 私は6年間の間に4件のLGBTQで悩んだ、悩んでいる方と出会ってきました。学校にLGBTQの悩みを抱える生徒さん、御家族さんから相談が0件だったことに不思議さを感じます。なぜ相談が寄せられなかったのでしょうか。大仙市の子どもたちは、むしろ閉鎖されているのではないかと考えてしまいます。

制服等の服装に関しまして、いろいろこれからご検討されてくださるということでありましたけれども、大手企業のタニタさんでは、社服がありまして、社員から「男性だけどスカートが履きたい」「女性だけどズボンが履きたい」との声が上がったそうです。社長は「自由に着ていいよ。」と言ったそうです。社員みんなが手をたたいて喜んだとのことです。

しかし、本市では、本人や御家族からカミングアウトすることを望んでいるように聞こえます。その対応に、私は非常に憤りを感じ、疑問を感じます。タニタの会社のように、自由にしてもいいよと言えないものではないのでしょうか。生徒から相談がなければ対応できない、対応しないのは、なぜでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 戸嶋貴美子議員の再質問にお答え申し上げます。

性同一性障がいに係る児童・生徒、またはその保護者の中には、性自認等について他の児童・生徒だけでなく教職員に対しても隠しておきたいと考える場合があるのではないかとこのように考えます。また、自らその性同一性障がい等を明らかにする心の準備等が整っていない児童・生徒に対して一般的な調査や確認が行われると、当該児童・生徒は自分の尊厳が侵害されている印象を持つ恐れもあります。

このようなことを踏まえて、教育上の配慮の観点から、申し出がない状況で具体的な調査等を行うということは、非常に危険なことではないかというふうに考えております。そのようなことも学校においては、やはり教職員が正しい知識を持ち、多様性も含めて、子どもたち、児童・生徒が相談しやすい、そういった環境を整えていくということが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、戸嶋議員。

○2番（戸嶋貴美子） ご答弁ありがとうございました。

制服等について、最終的には各校の判断となると伺いました。全国で広がりを見せている制服の在り方検討委員会を、大仙市の各学校に設置は可能かお尋ねいたします。

また、少し過剰ではないかと思われる校則もあるようです。柔軟な校則の対応もご検討いただくことは可能か、お尋ねいたします。

また、LGBTQの言葉が、ごく普通に会話できる地域社会にするために、普段から取り組みがあってもよいのではないかと考えております。市役所や公共施設にも啓発のポスター、チラシを見たことがありません。当局並びに教育委員会の啓発活動に対するお考えも再度お聞かせ願います。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 戸嶋貴美子議員の再々質問にお答え申し上げます。

はじめに、制服の自由化についてでありますけれども、制服について様々な考えがあることは承知しております。制服による一体感の醸成や制服への憧れ、また、各家庭の経済等の格差等への配慮といった側面がある一方で、窮屈さを感じる、もう少し自由にならないか、自分らしさを発揮したいといった考えがあることは、そのとおりではないかと考えております。

制服の自由化については、なかなか事例がなく、大きな動きになっているとは捉えておりません。この後、やはり長い時間をかけて協議する必要があると考えております。基本的には、本人の思いを踏まえつつ、周囲の理解も必要であり、思いに寄り添った丁寧な対応が重要であると考えます。

一方で、校則についてご質問がございましたけれども、制服に関わってお答え申し上げますと、例えば今現在ものすごく猛暑で暑いわけですが、そういった場合、各校では制服を着ない体育着による登校等も認めて対応しているという現状もございます。また、今、各中学校では、校則については生徒手帳等は持っていないというのが現状でありまして、生活ノートについていたり、もしくは入学時の説明会の資料に載っているというような状況であります。そういった中でも、やはりそういった制服の機能性、また、多様性に配慮した表記等も見られるようになってきております。そういった子どもたちの一人一人の思いに寄り添った対応を、この後も進めていく必要があるのではないかと考えております。

最後に、啓発活動につきましてですけれども、学校においては学級会活動等をはじめとして、やはり少数派に対する配慮といったことも学習し、経験しております。そう

いった折り合いのつけ方や相互理解が全ての根底にあることであり、この多様性についてもそういった観点から学校では子どもたちに指導していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） 次に、電気自動車の充電設備について質問をさせていただきます。

ガソリン車は、私たちの日常生活では欠かせないものでしたが、今日では、重要な生活インフラになるのは電気自動車になりそうです。このことは、大仙市民7万5,673人の皆様に直結する話でもあります。

国内では、電気自動車の販売台数が増えているため、2014年頃から電気自動車の充電設備の箇所数が右肩上がりでしたが、2020年、初めて増え方に減少が見られました。二酸化炭素と地球温暖化の問題を考えるならば、ここで充電設備の拡充は踏ん張らないといけないと私は考えます。充電設備の普及の課題には、一つには、地域による課題、二つ目、経路充電における課題、三つ目、設備老朽化の課題、四つ目、事業者側の課題とあります。メーカーの開発努力や政府の資金の補助といった取り組みが十分なのか、厳しい目が注がれております。

大仙市での普及状況を調べましたところ、トヨタなど自動車販売店に設置されている所が9カ所、コンビニなど小売店に6カ所、高速自動車道入り口に2カ所、電気工事会社関連が2カ所、ホテルが1カ所で、合計20カ所に設置されております。

横手市は充電設備の数が極端に少なく、湯沢市は普及率が大仙市よりも高い状況です。それでは、電気自動車の社会的評価はどうでしょうか。また、社会に対するメリット・デメリットはどうなのでしょう。

電気自動車を導入するデメリットは、「本体価格がガソリン車よりも高い」「充電に時間がかかる」「航続距離がガソリン車に比べると短い」「環境に負担がかかる」と言われております。電気自動車は、数分で給油が完了するガソリン車と比べて充電に時間がかかります。また、公共エリアに充電設備が少ないのがデメリットの一つです。さらに、電気自動車はフル充電まで8時間を要しますが、急速充電であれば、空の状態から80パーセントまで充電するのに約30分から1時間かかるのですが、これが現状です。

電気自動車は環境に負担がかかると言われております。電気自動車に使われているリチウムイオン電池は5年ほどで寿命を迎えますが、コバルトやニッケル、マンガンなど、

土壌や水を汚染する材料が多く使われているため、そのまま廃棄することは環境汚染に直結するという課題があります。

一方、電気自動車のメリットはどうでしょうか。電気自動車は、一方で環境に優しいと言われております。電気自動車はガソリン車とは異なり、電気を燃料として走行するため、排気ガスを排出しません。そのため、排気ガスに含まれる環境汚染物質が排出されず、環境に優しいためです。

日本では、2050年までにカーボンニュートラルの脱炭素化社会の実現を目指しております。排気ガスゼロの電気自動車は、その実現に向けた重要な社会的インフラと言えるでしょう。

それでは、電気自動車は、あと何年で普及するのでしょうか。日本では「2035年までに新車販売で電気自動車100パーセントを実現」を掲げております。それは、あと12年で実現です。

世界各国では「2030年から2040年までにガソリン車の販売を廃止」の発表をして、世界的に「2050年のカーボンニュートラルの実現」を目指しています。日本では、2021年1月、当時の菅首相が施政方針演説でその具体的時期を宣言しております。

では、ガソリン車は2035年になくなるということでしょうか。政府は、昨年12月、自動車の電動化目標を大幅に前倒し、2035年までにガソリン車の新車販売を禁止することを決めております。2035年以降は、ハイブリッド、プラグインハイブリッド、燃料電池車、電気自動車しか販売できなくなります。

一方、世界ではどうなるのでしょうか。一番気になるガソリン車廃止時期についてですが、各国によって差はあるものの、米国や欧州をはじめ中国などでも2030年から2040年にかけてガソリン車廃止をする方針を明らかにしています。

具体的に申し上げますと、ノルウェーは2025年までに廃止します。ということは、あと2年後でノルウェーにはガソリン車を売っているところがなくなります。スウェーデン、オランダ、ドイツ、イギリスは2030年までに廃止することになっています。日本は2035年までに廃止することとなっております。フランス、スペイン、2040年までに廃止することとなっております。自動車大国のアメリカは州によって違いがあるようです。

そこで質問です。大仙市のEV設備の普及状況についてお尋ねいたします。

また、大仙市が所有している用地を電気自動車の充電設備に賃貸で提供できないもの
かお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 質問の、EV充電設備の充実についてお答え申し上げます。

はじめに、大仙市のEV充電設備の普及状況についてであります。EV充電につき
ましては、利用シーンにあわせて自宅で行う「基礎充電」、長距離移動の途中で行う
「経路充電」のほか、買い物やレジャー施設などの目的地滞在中に到着までの使用分を
充電する「目的地充電」の大きく三つに分類され、それぞれのシーンに応じた充電設備
の設置が推奨されております。

大仙市内におきましては、自動車販売店やコンビニエンスストアなど計20カ所に、
それぞれの目的に応じて充電設備が設置されていることを確認しております。

次に、市有地を民間事業者に貸し付けることにつきましては、市では本年8月1日付
で、EV充電事業を行う「エネチェンジ株式会社」と包括連携協定を締結し、EV充電
器設置に向けた準備を進めており、設置に当たっては市有地の貸し付けを伴うもの
となっております。

今後、さらに個別の公共施設の敷地などにおいてEV充電器を設置したいという事業
者の意向がある場合には、インフラ整備充実の観点からも、積極的に設置を進めていき
たいと考えております。

次に、市におけるEV充電設備の設置場所の選考につきましては、「目的地充電」を
想定し、休憩や買い物、食事などを含めて滞在時間が比較的長い道の駅やスポーツ施設、
市民会館、温泉施設などに設置する方針としており、エネチェンジ社との協定に基づき、
本年10月頃から17の公共施設に各2台ずつ、合計34台のEV充電器を設置するこ
ととしております。設置を予定している充電器は、6キロワットの普通充電器で、通常
一般家庭に設置する充電器の2倍の性能を有しております。

なお、道の駅におきましては、「経路充電」についても一定の需要が見込まれること
から、今後、短時間での充電を可能とする30キロワット以上の急速充電器の設置につ
いて、エネチェンジ社をはじめ導入していただける事業者と交渉を進めていきたいと考
えております。

市といたしましては、ゼロカーボンシティの実現に向け、EV車の普及に資する充電

設備等のインフラ整備は必要不可欠であることから、公共施設はもとより、市内の商業施設や宿泊施設などの民間事業者においても、EV充電器設置に向けた機運がより高まるよう、まずはエネチェンジ社と協力して準備を進めてまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、戸嶋議員。

○2番（戸嶋貴美子） 柔軟なご対応と拡充をしてくださるという認識であります。引き続きお願いをして質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて2番戸嶋貴美子議員の質問を終わります。

【2番 戸嶋貴美子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時再開でお願いいたします。

午前11時54分 休 憩

.....
午後 0時57分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番佐藤議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問させていただきます。

最初に、マイナンバーカードとマイナ保険証について伺います。

マイナンバーカードと健康保険証を一体にしたマイナ保険証のトラブルが後を絶ちません。マイナンバーの誤った紐づけに関する政府の総点検本部が中間報告を公表しましたが、健康保険証を一体化したマイナンバーカードに他人の保険証の情報が登録されていた事例が新たに1,069件確認され、既に判明していたものと合わせて8,441件に上るとされております。

国民健康保険の被保険者の負担割合がオンライン資格確認に誤登録されていたのをは

じめ、全国各地の医療機関の窓口では、健康保険証に記載された窓口負担とマイナンバーカードで示されるオンライン資格確認の窓口負担が食い違うという問題が相次いでいるようです。

オンライン資格確認システムには、負担割合や所得により区分される1カ月の自己負担限度額が登録されております。マイナンバーカードには、これらの記載はありません。誤登録は今のよう健康保険証とオンライン資格確認の併用であれば、発見や訂正が可能ですが、健康保険証が廃止されれば誤登録を発見することはできなくなります。

また、一旦誤った情報が登録されてしまえば、医療機関による診療報酬の請求や国保連などによる審査支払いのどの過程でも発見されないことが明らかになっております。

調べれば調べるほど深刻な実態が明らかになり、トラブルが続くマイナ保険証。にもかかわらず岸田政権は、来年秋の保険証廃止を変えようとしません。世論調査では、国民の7割超は保険証廃止の撤回や延期を求めています。岸田首相は、マイナ保険証を持たない人全員に「資格確認書」を交付するとしておりますが、現行の保険証廃止を前提としたものであり、必要枚数も数千枚と見られます。資格確認書は、業務を担う保険組合や自治体の負担が膨大となるなど、新たな混乱を生むだけだと思います。現在の保険証を存続させれば、こんな問題は起きません。保険証廃止を断念し、カードの利用拡大の姿勢は改めるべきだと思います。

そこで伺います。一つ目に、マイナンバーカードを巡るトラブル発生について伺います。

マイナンバーカード関連のトラブルは、前段のマイナ保険証の誤登録を含め、次のような事案が発生しておりますが、大仙市ではどうなのかお知らせいただきたいと思えます。

まず、コンビニサービスにおける誤交付、二つ目に、マイナ保険証の誤登録、三つ目に、公金受け取り口座誤登録、子どもさんのマイナンバーを親の口座に紐づけするなどの誤りであります。四つ目には、マイナンバーと障害者手帳情報との紐づけの誤り、他人の障害手帳の情報がマイナンバーに登録されていたケースなどがあります。五つ目には、マイナポイントを別の人に付与した例はないのか、六つ目には、マイナンバーカードを別人に交付する、同姓同名などによる誤って別人に交付した事例、こうした六つに大体整理されると言われますけれども、これらは一自治体としては把握できない部分もあるかもしれませんが、分かる範囲でお知らせいただきたいと思えます。

二つ目には、共同通信の市区町村長へのアンケートについて伺います。

共同通信は、全国市町村長を対象に、政府が進める現行の健康保険証廃止やマイナンバーカードを持たない人への資格確認書の発行などに関するアンケートを実施したようです。それによりますと、来年秋の現行保険証の廃止については、563人、41パーセントが「延期すべき」と答え、「予定どおり廃止すべき」としたのは395人の29パーセントであります。「撤回すべき」としたのは30人の2パーセントと報道されております。また、資格確認書の問題でも、9割の方が、首長が、事務負担の過重を不安視しております。

県内の状況も報道されておりますが、その中には大仙市老松市長のコメントは報じられておりません。また、このアンケートには全市町村長が回答したわけではないようですから、この機会に市長の考えをお聞きしたく、質問させていただくものです。

アンケートの設問は多岐にわたっていると伺っておりますが、老松市長は、このアンケートに回答されたものかどうか、回答されたのであれば、どのようにお答えしたのか、回答されていないのであれば、ぜひ設問に対する市長の考えを、この場でお聞かせいただきたいと思っております。

次に、三つ目には、マイナンバーカードの返納について伺います。

日本財団が17歳から19歳に実施した調査で、マイナンバーカードを保有又は申請中の人の49.5パーセントが返納を希望するか返納の可能性があると考えていることが分かったと報じられました。7月14日から17日の4日間に千人が回答したとのことであります。

また、共同通信社が7月14日から17日実施した世論調査で、カードを「今後も取得しないつもりだ」14.2パーセントと、「返納するか更新しないつもり」18.5パーセントと回答を合わせた合計が32.7パーセントとなり、特に60歳以上の高齢者では38.8パーセントと4割近くなっていることが報じられております。

身近の方からも「返納は簡単にできたよ」といった声が聞かれました。大仙市では、マイナンバーカードの返納者がいるのかどうか、いるとすればその数と現在のマイナンバーカード取得率及び今年度になってからの取得者数の伸び率についてお示しいただきたいと思っております。

1番について以上です。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります「マイナンバーカードとマイナ保険証」に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、マイナンバーカードとマイナ保険証についてであります。はじめに、マイナンバーカードを巡るトラブル発生につきましては、一部の自治体でマイナンバーカードを利用したコンビニ交付システムにおける誤交付が発生したほか、マイナンバーと健康保険証や障害者手帳情報等の紐づけなどに誤りが生じているところであります。

本市の状況につきましては、1点目のコンビニ交付サービスにおける誤交付については、本市で採用しているシステムにおいて、そのような事案は発生しておりません。今後利用が増え、交付処理が過度に集中した場合であっても、性能上問題ないといった点検結果を得ております。

2点目の、マイナ保険証の誤登録につきましては、市で管轄する国民健康保険被保険者証については、住民基本台帳システムと連携していることから、基本的に誤登録はありません。

自動連携の例外として、他市町村の施設等に入所された方や、学生で転出された方の一部など、転出しても被保険者資格を有する住所地特例に当たるケースがありますが、これらについても6月中に点検し、誤登録がないことを確認しております。

3点目の公金受取口座の誤登録につきましては、6月中にデジタル庁で点検を実施し、誤登録の可能性が高い方々には、直接通知を発送していると伺っており、今のところ、住民の方から通知が来たといった相談はありません。

また、市の窓口で口座登録の操作を支援をした方についても、本人の入力画面であることや本人の口座であることを職員も確認しながら処理しております。

4点目の、マイナンバーと障害者手帳情報との紐づけについては、県における事務であるため、本市で紐づけ作業は実施しておりませんが、他人の情報が紐づけられたといった報告は、現在のところ受けておりません。

5点目の、マイナポイントの別人付与につきましては、ご本人が手続きすることが基本であり、ご本人がスマートフォン等で申し込まれた内容を市で確認することはできませんが、別人に付与されたといった相談は受けておりません。

6点目の、マイナンバーカードを別人に交付した事案もありません。

いずれにいたしましても、トラブルが発生した場合には、関係省庁が示す方針に従い、対処してまいります。

次に、共同通信の市区町村長アンケートにつきましては、本市に対しても依頼があり、7月28日にお答えしております。

アンケートでは、マイナ保険証に関連して、「2024年秋に従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針が決定されているが、この方針について、どう受け止めているか」という内容の設問があり、「予定どおり健康保険証を廃止すべきである」と回答しております。

マイナンバー制度につきましては、議員ご指摘のとおり、全国的に様々なトラブルが報じられており、本市におきましても、このような状況を重く受け止めているところがあります。しかしながら、現行の健康保険証では、資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求などが問題となっており、マイナ保険証が普及することにより、このような問題を低減できます。また、本市のような人口減少が進行する地方都市においては、行政サービスの継続はもとより、住民の生活を維持していくためにもデジタル化は必要不可欠なものであると考えております。

今後も、マイナンバー制度の適切な運用を大前提に、デジタル社会の実現並びにマイナンバーカードを活用した行政サービスの利便性の向上に全力で取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードの返納者数と取得率につきましては、これまで16件の自主返納があり、その理由は「使わないから」が14件、「カードの使用に不安を感じたから」が2件であります。

また、本市における現在のマイナンバーカードの取得率は、令和5年8月13日時点で80.8パーセントであり、全国平均の75.3パーセント、県内平均の79パーセントを上回っております。これは、全国では1,741自治体中362番目、県内では13市中2番目に高い順位となっております。

次に、今年度になってからの取得者数と伸び率であります。取得者数は9,294名、伸び率は13.4パーセントとなっております。

引き続き、個人宅や事業所への出張申請受け付けなどを行いながら、マイナンバーカードの取得率向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 大仙市でのトラブルは、ほとんど発生していないというふうな、そういう答弁でありました。全国で起こっているトラブルというふうなものは、根本的には、マイナ保険証に関しましては、特にこの財界が強くマイナンバーカード、これを強力に全国民に進めるために紙の保険証が続く限り、このマイナンバーカードの取得が全国民に進みにくいというふうなことから、何が何でも保険証をマイナカードに切り替えるんだというふうな、そういう指令があったというふうなことは強く言われております。マイナンバーカードの取得そのものは、義務ではありませんし、そういうふうな意味では、このマイナ保険証、健康と命を守る最大のこの武器、保険証というふうなものをかざして、このマイナンバーカードをこり押ししていく、こういうふうなことが問題にあって、一気に進めようとしているそのことがこのトラブルが起きていることになっているわけです。その後にもですね、健康保険証代わりにマイナンバーカードを使用しても、加入者の紐づけが全然進まないために、使用不能になっていると。病院に行っても紐づけされていないもんですから、そのカードが全然使用不可能だというふうな問題が今77万件も起こってきているというふうなことがあります。そういうふうな問題は、この取得率、全国では七十数パーセント、大仙市内では80.8パーセントと高い取得率になっているわけですがけれども、いずれ残るその20パーセント程度のね、取得、全部にさせたところで、今度はその数が増えれば増えるほど、また、保険者が今、いろいろ違うところで保険組合、そういうふうなところがいろいろあるわけです。そういうところで作業が進められ、紐づけがいろいろ行われていくというふうな中で、トラブルは今後もっともっと増えるだろうというふうに言われています。今の保険証が何ら、何ら問題なく進められているところに、このデジタル化を強引に進めていく、そしてトラブルがどんどん発生しているというふうな問題は、ちょっとやっぱり来年秋、1年後にこれを廃止してしまうと、健康保険証を廃止してしまうというふうなやり方は、これは何としても食い止めなければいけないというふうな、そういう立場で私たち今、頑張っているところですがけれども、市長は予定どおり廃止すべきというふうにお答えなされたようですが、大仙市内には大変多くの福祉施設入所者もおります。その方々が通院のたびに利用するそのマイナカードになった場合の、その認証、顔認証はちょっとなかなか

か問題いろいろあって、いろいろ変更などもあるようですが、それを管理する現場の職員の皆さんの負担、そしてまた、5年のたびにマイナンバーカードを持たない人への確認書、資格確認書、これをね、5年ごとに発行するその手間暇、現場のね、そういうふうな問題も考えますと、非常にやっぱりこの一体化、マイナカード、マイナ保険証というふうなものには問題があるというふうなこと、この1番の問題については、私の見解も述べて質問は終わります。答弁はいりません。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、学校給食の無償化について要望いたします。

小・中学校給食の無償化の動きは、2017年度の76市町村から2022年12月には254市町村へと3倍に増えました。そして、今年2023年度は、今年度実施予定も含め482自治体へと、さらに広がっております。

急増の背景には、新型コロナウイルス感染症対応で設けられた国の地方創生臨時交付金を活用することにより、期間限定で無償化する自治体も多く含まれることでもありますが、こうしたところでも現在、恒久化の運動も起こっています。

また、小学校のみの無償化は14市町村、中学校のみの無償化は17市町村、さらに学年限定や第3子以降の無償化などの一部補助を含めると、無償の流れは加速されています。

秋田県内では、男鹿市が物価高騰による家計負担軽減のためとして、この7月から無償化を実施しているようであります。

私も再三にわたって、この学校給食無料化を求めて質問させていただいてきております。その中で保護者の負担を定める学校給食法第11条は、保護者負担を軽減するための補助を禁じたものではなく、自治体判断で補助ができること、また、子育て支援で実施してもらいたい施策に多くが学校給食無料化ということも挙げていることなどを挙げて無料化を迫ってまいりました。あらゆる物価の高騰が続く中で無償化が加速度的に拡大しているわけであります。

また、8月5日・6日開かれた全国学校事務研究集会関東集会では、教育の無償性の観点から、学校給食の無償化が取り上げられましたが、そこでは「全国署名「給食費無償」を全国へ」という取り組みを紹介した市立中学校の事務主査を務める柳沢靖明さんが、署名の説明で、食は基本的人権であるとして現物給付の無償化はどんな家庭の子どもにとっても安心で申請主義の就学援助制度と違い、全員に届く普遍性があると述べて

おります。さらに、小・中児童・生徒の給食費は、大仙市の場合、2億5,760万円となりますが、無料化することによる財源確保は、一般会計の0.54パーセントで可能であります。令和3年・令和4年と続けて実質5億円以上の積み増しで、4年度末には43億6,000万円になっている財政調整基金を保有しているというふうなことを考えますと、給食費無料化の財源は十分確保できるのではないかと考えます。

以上、収まる見通しのない物価高騰下での子育て世帯への緊急的経済支援として、また、憲法に定める義務教育無償の観点から、そして、市の財政は無償化のための財源が十分確保できる状況にあるという立場から、今こそ学校給食無償化に踏み出すよう要望するものです。

以上で二つ目の質問を終わります。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります「学校給食の無償化」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 質問の、学校給食の無償化についてお答え申し上げます。

学校給食の無償化につきましては、これまで一般質問において答弁してまいりましたように、学校給食法第11条に基づき食材費相当分として保護者からご負担いただき、生活困窮世帯への支援策といたしましては、給食費の免除を実施しております。そうした中、全国的には様々な方法で給食費の補助を始めている自治体があることは認識しておりますし、県内自治体においてもそうした動きがあることを確認しております。

本市では、子ども・子育て支援の充実を重要施策の一つとして特に力を入れており、「仕事と子育ての両立」をさらに後押しするため、子育て世帯に寄り添った切れ目のない支援体系を組織横断的に検討する「子育て支援制度等検討会議」の下、様々な取り組みを進めているところでございます。

昨年度より、学校給食の無償化について具体的な例を基に検討を行っておりますが、子育て世帯からのニーズが高い、就学前の子どもを持つ若い世帯への支援充実を図ることとして、昨年度から2歳児の保育料無償化を実施し、さらに令和6年度を目途に全ての子どもの保育料無償化に向けた準備を進めてまいります。

併せて、雨天時・積雪時でも子どもがのびのびと体を動かして遊べるような屋内施設のニーズが高いことから、運動空間や遊具等を備えた施設の整備に着手しております。

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」においては、子ども・子育て世代の所得向上と、次元の異なる少子化対策を「車の両輪」として進めていくことが重要とされ、学校給食費無償化の実現に向けた具体的方策についても検討しております。

学校給食費無償化につきましては、こうした国の動向を見極めるとともに、引き続き市民のニーズを把握しながら、子育て支援全体の枠組みの中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 教育委員会の方から就学前の子どもたちの保育料やそれらを充実し、無償化するという答弁を教育委員会から聞くと、ちょっと思いませんでしたけれども、要は、今進めているこども家庭庁を中心にした異次元の子育て対策というふうな中で、子どもたち、子育て支援策を強化しようというふうな流れになっていることは承知しております。先行して老松市長は、まず全就学前の子どもの保育料無償というふうなことをまず実施する、踏み切るというふうなことでありますが、幼児、就学前の子どもたちの、まず保育、様々な支援制度で非常に充実させていこうとすることは、大いにぜひ進めてもらいたいと思いますが、こうした中で、いざ今度小学校に入りますと、年間、小学生では5万1,300円、中学生では5万7千円という給食費が突然かかってくるわけです。そこがね、やっぱり突破する必要のある分野だというのは、ずっと感じます。学校に入ると、入学の時から非常に準備資金いろいろかかります。もう一つ、事務局長は、いろいろ就学援助というふうな中で実施していると言いますが、就学援助を受けている生徒はですね、今、給食扶助、令和4年度で240人なんです。子どもたち全員、生徒数で4,829人の中の240人ですからね、ここに援助しているからいいんだという問題ではありませんね。全児童が、やっぱりこの給食無料で受ける、それがこの誰も、どんな子どもも安心して学校に通える、一つの学校給食というのはその要因になっておりますので、ぜひその点を考えてもらいたいと思います。

それから、先ほど基金の問題、財政的な問題もお話しましたがけれども、実は財政調整

基金は、ここ令和3年・令和4年度と5億円ほどずつ積み増しして43億円までなっているというふうなことを言いましたが、ちょっとからくりがありまして、その他いろいろな様々な目的基金、実はこれが令和4年度にはぐっと2億円一気に増やしました。様々な目的基金。そして、減債基金も2億円増やしました。そうしますと、令和4年度のこの財調と目的基金と減債基金、これらの合計は、今108億円あるんです。それで、昨年度は95億円だったのが今108億円と、また13億円増えました。昨年も13億円増えました。そして現在、様々なこの目的基金に振り分けて、この財調がそんなには増えてないよというふうに見せかけている、そのところもね、若干ちょっと、この学校給食、たかだか、たかだかとは言われませんが、2億5,000万でこの無償化はできるのです。よくこれまでの答弁で3億円必要だ、3億円必要だと言ってますけれども、これは給食センター事務局、あるいは学校の先生方、これらも含めての納付金でありますので、3億円を超えているのは当たり前なんですけど、子どもたちの分、児童・生徒、小学生と中学生の部分、これはね2億5,000万でできるのです。これをね、まず恒久的にしようと、そのやる気さえなれば、絶対出せない金ではないというふうに私は市長にね、今まで保育料の無料化も含めて、国や県からのいろんなそういう財源補填もありますけれども、この就学前の子どもにかけているこの金額、これに比べますとね、小学校、学校給食を無償化するための2億五、六千万円というふうなお金、これは今の市の基金状況からして、出せないことはないでしょうというふうに私は言いたいのです。そういうふうなことでね、まず就学前の子どもたちの支援策は相当に力強く進めておりますが、いざ学校に入った途端、また、中学校に入ったら、ますますいろんなクラブ活動経費だとかそういうので経費がかかる。そういうふうな子どもたちが、経済支援も含めましてね、教育無償と、義務教育無償というふうな観点からも、ぜひこれはやってもらいたいというふうに思って、しつこく質問してはいますけれども、そちらもいいという返事をいただくまでは、まだまだ続きそうな気がしますけれども、ぜひお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まずですね、基金の関係ですけれども、少しね、理解の仕方がちょっと違うみたいな点がありましたので、あえて言わせていただきますけれども、まず、特定目的基金というのは目的がね、決まっておりますので、そのためにしか使えないということになります。

す。2億増えたというお話、これは学校建設、それから庁舎建設の1億、1億の2億円ですね。それから、減債基金が2億増えた。5,000万円しかありませんでした。これね、ほかの都市では、大変恥ずかしい話ですけども、もう桁が違いますね、二つ。やっとならぬ、2億5,000万ということで、まず桁では、ほかのね、都市に並んだというふうなことでありますので、これもあまり何ていいますかね、自慢するようなお話じゃないですけども、ただ、財政調整基金については確かに増えてきております。ただ、これもですね、従来から申し上げてきたとおり、財政の健全化、それから財政基盤の強化ということで、大仙市取り組んできたところでもあります。幸いいろんな事情がありまして財政調整基金に積めるような状況になってきているということで、これは、これまでの取り組んできた財政健全化に向けた取り組みの成果の一つと言えるのではないかなと思います。ただ、この県内の都市の中でもですね、多い都市と比べれば半分以下です。それから、標準財政規模に対するこの財政調整基金の割合、これは県内9番目、上から9番目と、低い方になります。そうしたことで、決してこの財政調整基金がね、大きな額なんだというふうにとられては、ちょっと困るなということで、あえて今申し上げているところであります。

2億5,700万ですか、先ほど来ご指摘ありますけれども、これ、基金を崩してね、やると20年ももたない基金の額ですので、そうした意味では、なかなかこれ、大仙市で検討していないということではないです。先ほどね、子育て支援制度等検討会議、教育委員会ももちろんメンバーに入っていますので、3歳児未満の乳幼児の保育費の無償化も、教育委員会の方も入って議論しているということで、今、事務局長からそうしたね、お話ができるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ毎年この学校給食の無償化につきましては、その支援制度等検討会議で検討させていただいておりますのでね、決してこれはいらぬんだと、そういうことはする必要がないんだというふうには決して考えておらぬところであります。

もう一つですね、明日、実は秋田県市長会定例会が能代市で開催されます。私ももちろん出席させていただきますけれども、そこで新たな案件ということで、大仙市も提出させていただいておりますけれども、子ども・子育て支援の充実強化ということで、先ほど教育委員会の事務局長からも答弁ありました国のこども未来戦略方針の中でですね、学校給食費無償化の実現に向けた具体的方策についても検討すると国でしてありますので、その中でしっかりとこの子育てに係る経済的負担の軽減ということで、子育て世帯

の経済的負担の軽減を図るため、小・中学校を通した学校給食の無償化に伴う経費等について、国による財政支援を行うことということで、新たにこれを加えてですね、国に対して要望するということが明日、市長会定例会で決定することになっております。もちろんこれだけじゃないですけども、そうしたことで、国の状況も見極めながら、そして大仙市の財政状況も勘案しながらですね、この学校給食費無償化については、今後とも検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 答弁はいりませんが、今の県で決定するその提言、非常に、近い将来に国に基づくこの学校給食無償化の動きが全国自治体からも起きようとしているんだというふうな表れなのかなというふうなことで、その前にぜひとも老松市長には、国がやる前に俺たちまずやってね、もっともっと国が早く進めるようにやるんだというふうな思いを聞いたかったですけれども、いずれ今の市長の答弁で、早晚、近々とは言われませんが、いずれそうした流れが一層拍車がかかるというふうな受け止めにさせていただきましたので、大いにその県での検討会議での強い要望を、市長としても改めてこの言うていただくようによろしく願いいたしまして、期待をいたしまして質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、11番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

【11番 橋本琢史議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○11番（橋本琢史） 新政会の橋本琢史です。第3回定例会におきまして、通告のとおり質問させていただきますので、当局のご答弁をよろしくお願いいたします。

大仙市が目指す「災害に強いまちづくり」についてお伺いいたします。

地球温暖化により、近年の気象状況は大きく変わってきております。気温35度を超

える猛暑日、線状降水帯の発生による集中豪雨など、市民の生命と財産を脅かす猛威を振るっております。

7月14日から降り続いた雨により、県内では甚大な被害が発生しており、大仙市も平成29年以来となる大きな被害に見舞われました。今回の大雨による被害状況を見ますと、7月31日現在で住宅への床上浸水が16棟と7事業所に、床下浸水が35棟と3事業所に、孤立集落が6カ所、道路被害が91件、河川被害が29件、農作物等被害が711.4ヘクタール、農地、土地改良施設被害が278件となっており、被害総額は約2億8,300万円に上回っており、また、市の公共施設でも大きな被害が報告されております。

市内全体に及んでいる被害ですが、被害状況をさらに分析すると、玉川と雄物川の合流地点からの下流域であり、それに結合する支流河川を含む西部地域が最も大きな被害が発生してございます。協和、西仙北、神岡、南外を含む西部地域の被害状況は、住宅の床上浸水16棟全てであり、床下浸水は35棟中30棟、農作物等被害は711.4ヘクタール中679.2ヘクタール、率にして95.5パーセント、農地、土地改良施設被害278件中262件、率にして94.2パーセントなどとなっており、西部地域の被害の大きさが際立っております。

平成29年の集中豪雨は激甚災害となり、被害地域の防災強化のため、堤防や樋門の整備、河川のしゅんせつ等、整備が進めてこられました。しかし、今回も多数の被害が発生しており、市民の不安は解消されておられません。整備された箇所は河川の氾濫等が抑えられた反面、流れ込んだ水の逃げ場がなくなったことによる内水氾濫が起きており、新たな問題も起きております。未整備箇所の河川では、氾濫により農作物ほ場への冠水被害があり、ほ場へ流れ残された流木やごみ、土砂の撤去作業に迫られ、収穫を控えた農家の方々の生産意欲と次期作に向けた不安は払拭されないままです。

また、主要道路が冠水し孤立集落となっている市民、指定された避難場所へも避難することができない市民もおり、大変不安な気持ちでおられたことでしょう。

大仙市では、災害時の未然防止や災害時での対応について、「大仙市国土強靱化地域計画」「大仙市地域防災計画」などに基づき進めていることと思います。その中では、集中豪雨を想定した推進方針が9項目示されております。一つ目が河川改修等の治水対策、二つ目が河川関連施設の老朽化対策、三つ目が田んぼダムの計画的な整備、四つ目が排水施設の整備、五つ目が防災集団移転、六つ目が洪水ハザードマップ等の作成、七

つ目が地区防災マップ・マイタイムラインの作成、八つ目が避難指示等の判断基準等の策定、九つ目が避難要領の検討であります。着実に進められている項目もありますが、未達成の項目もありますので、早急な推進・検討をお願いいたします。

その中にあります田んぼダムについては、排水施設の整備と一緒に進めることにより効果的であり、現状では用排水路が整備された平野部では有効的な対策ではありますが、山間部では対応できないのが現状です。排水路が未整備であり、なおかつ耕作放棄地が年々増えていることが要因でもあります。

ハザードマップや地区防災マップも作成されておりますが、自分が住んでいる地域の浸水想定区域や土砂災害区域を把握していない市民の方々の声も多く聞かれます。スマートフォンの普及が進んでいることでもありますので、WEB版ハザードマップの利用を促し、防災意識の向上を図ってみてはどうでしょうか。

災害発生時には「大仙市公式LINE」「FMはなび」から情報発信しておりますが、大仙市公式LINEのフォロワー数は市民の何パーセントなのでしょうか。市民のほとんどが、テレビからの情報を基に行動していることと思いますが、地域のきめ細やかな情報取得には至っていないと思います。

例えば、停電になり、ライフラインが遮断され、テレビからの災害情報が入らなくなると、市民の方々の不安は、より一層増すこととなります。災害情報取得に代わる手段として、スマートフォンやラジオからの情報を頼ることとなります。以前の一般質問で、迅速な情報伝達の手段として「防災ラジオ」の全戸無償配布を提案をさせていただきましたが、市民へ意向調査を行い、検討することと答弁がありましたが、進捗状況はどのようなになっているのでしょうか。

災害状況の把握、災害時の逃げ遅れをなくするためには、タイムリーな情報を迅速に発信し、伝達しなくてはなりません。市民の生命と財産を最優先に考える必要があります。

そこでお伺いしますが、近年の自然災害は大規模化になってきており、いつ何時起きるか予測が付きません。今回も集中豪雨により、様々な被害が発生しました。緊急的な対応として現状復帰は当然ですが、現状復帰では同じことの繰り返しであります。市当局は災害の原因を検証し、検証しているとすれば、同じような被害が発生しないために、今後、どのような防災・減災対策に取り組んでいくのか、具体的にお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の「災害に強いまちづくり」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 橋本琢史議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、災害に強いまちづくりについてであります。はじめに、情報伝達につきましては、市では「防災ネットだいせん」「Lアラート」「LINE」「Yahoo!防災速報」「防災ラジオ」「FMはなび」「広報車」といったテレビ、ラジオ、メール、SNSなど多様な媒体を介して市民に情報を伝達しております。

ご質問の本市のLINE公式アカウントには、本年7月末現在で9,540人が登録しておりまして、昨年同期と比較し4,338人増加しております。この人数には、市民以外の方も含まれている可能性があります。本年7月末現在の人口7万5,673人で割合を求めますと12.6パーセントという数値になります。

また、防災ラジオにつきましては、平成28年に1万台導入いたしましたが、以前に実施したアンケート調査の結果では、「使用していない」などの回答も多かったことから、今後は全戸配布を検討するよりも、身近で使い慣れたスマートフォンや携帯電話を活用した情報伝達の強化を図ることが、より効果的であると考えているほか、報道機関と連携を図るなど新たな情報伝達手段も検討してまいります。

ただ一方で、防災ラジオを主な情報入手手段としている世帯も一定数いると思われることから、現使用者に対する今後の需要などの調査を実施して対応を検討してまいります。

次に、災害の発生原因の検証、防災・減災への今後の対策方針につきましては、近年、線状降水帯による短時間豪雨の発生など、自然災害が頻発化・激甚化しており、市だけでは対応しきれない災害がさらに増える恐れがあることから、国・県と連携を図りながら、災害対応及び原因究明に当たってまいります。

また、築堤工事が進み、外水による氾濫は軽減されておりますが、これにより氾濫箇所の変化、あるいは内水氾濫の増大が新たな課題となっていることを踏まえまして、引き続き、国・県に対し対策を要望するとともに、市といたしましても、排水ポンプ車や排水ポンプの増強、田んぼダムのさらなる推進などハード面の強化に加え、ハザードマップの更新、WEB版ハザードマップの利活用促進などソフト面の対策も強化してまいります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

○11番（橋本琢史） ありがとうございます。今お話をまず聞きますと、正確な情報伝達という部分で様々な媒体を使いながら市民に広く伝えているということでもありますけども、まず主力となっているその大仙市のLINEの部分、まだまだ人数を増やす必要があるのかなと思ってございますし、防災ラジオもまず1万台ということでしたので、もっと様々な角度から、もうちょっと検証はできるのかなと思ってございます。

あと、今後の防災の対策についても、今お話を聞かせていただきましたけれども、今までと違ったやはり災害の規模の形という形になってきてございます。今回、様々なまず堤防、樋門ができたということで内水氾濫、あとは川のしゅんせつがスムーズに行われているという部分で、私も今回確認をしましたけれども、川の流れが今まで以上に速くなってきております。そのせいで被害も大きくなってきているのかなと思っておりますので、それを未然に防ぐ部分ということでハード面・ソフト面、それぞれを組み合わせながら今後も検討をしていただければなと思ってございます。

それにかまして、災害がまず発生したということの部分で、ちょっと再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、災害発生時には、やはり迅速な対応、避難誘導など最前線で活動しているのは、やはり消防団なり自主防災組織であると認識はしてございます。地域ごとに作られました自主防災組織は、地域の地理特性や住民を一番よく把握していると思われまして。しかし、日頃の活動や有事の際の活動がどのように行われているのか見えないという意見を多く聞くようになりました。組織を立ち上げて終わりではなくて、有事の際に行動し、活動できる組織体制が必要かと思われまして。大仙市では自主防災組織がいくつあり、どのような活動支援、組織支援を行っているのかお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 橋本琢史議員の再質問にお答えいたします。

市では、現在393の自主防災組織が設立されておまして、これを組織率でいいますと、世帯数ベースで91.6パーセントとなります。

このようなことから、市の支援につきましては、これまでの「組織化」から「活動の

活性化」へとシフトしておりますが、およそ3年間にわたるコロナ禍の影響もありまして、なかなか思うような活動ができないといった声も多く聞かれております。

市といたしましては、地区防災マップの作成支援ですとか、防災訓練の実施など、より実践的な活動に取り組む組織に対しての補助のほか、防災管理監による防災に関する出前講座の実施などを行っております。

今後は、地域防災の核となる防災士の皆様、このような方々の活動支援などにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

○11番（橋本琢史） ありがとうございます。

やはり一番身近に感じられるのが、やはり自主防災組織ということで、大仙市の方も推進をしながら、今393組織という部分が立ち上がっているかと思えます。ですので、有事の際は、やはりそういう方々が真っ先に避難誘導なり活動に携わっていただくような場を、研修なりを提供させていただければなと思っております。

まず、今回の被害状況を見ますと、大仙市よりもひどかった秋田市、五城目町、私も被害状況を確認してございました。秋田市に関しましては、私も今まで見たことがないような被害状況でありまして、これが大曲の中心部で起きるとどのようなことになるのかなと思えますと、ちょっとゾッとするようなことが思われますので、それを未然に防ぐためにも、今まで以上な県と国と、さらにその部分を今まで以上に協力要請をしながら、今まで以上の防災強化に努めていただければなと思えます。

最後の質問という形になりますけれども、一番やはり重要となってくるのは、市民を守るためにはどのような手段で迅速な情報をやはり伝えていくのかという部分だと思います。誰一人取り残さないという部分でありますけれども、今、答弁のありましたとおり、様々な媒体を使いながら情報伝達しているということでもあります。それは一方的な部分だと思います。ただ、市民からすると、どの情報が正確なのかという部分もあります。テレビという部分と、ラジオの部分と、情報が違う部分もありますので、大仙市としては、有事の際の正確な情報をどのような形で、避難誘導なり、自主避難が重要となってくるという部分で、市として最も有効な、迅速的な情報手段は何だと思っている

のか最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 情報伝達手段の正確性、これは当然どの手段を使っても正確である、でなければならないということで、我々災害対策本部では、情報の一元化を図っております。違った情報が出るということはしておりません。どの媒体に対しても、必ず同じ情報が流れるように、各種様々な媒体は使っておりますけども、情報を出すのは本部で、その情報は全て同じ情報を出しております。従いまして、どの媒体に接していただいても正確な情報を得られるという体制を整えているつもりでございます。

それから、さらに申し上げれば、今、自主防災組織というふうな話がありました。特に緊急時、こういった緊急で身の安全を確保しなければならないような事態に陥った時には、やはり近所の相互の助け合いということ、要配慮者、避難行動要支援者、こういった方々に対する近所からのお声掛け、こういったことの体制も日頃から整える、それからまた、それを日々確認するというふうな、こういった地道な活動が災害、被災を防ぐというふう考えておりますので、そういったところにも力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 健） これにて11番橋本琢史議員の質問を終わります。

【11番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時00分 散 会